

令和元年度 嘉手納町職員採用候補者試験案内

嘉手納町役場
〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納588番地
電話 (098) 956-1111 (内線221、222)
嘉手納町ホームページ <http://www.town.kadena.okinawa.jp/>

嘉手納町職員採用候補者試験を次のように実施いたします。

(1) 職種、採用 人員及び 受験資格	職種区分	採用人員	資 格			
	一般事務職	若干名	① 学歴：学校教育法による高等学校卒業（令和2年3月卒業見込者を含む。）以上又はこれと同等以上と認められる者 ② 年齢：昭和59年4月2日以後に出生した者 ③ 住所要件あり ※住所要件参照			
	保育士かつ幼稚園教諭	若干名	① 資格免許：保育士資格（地域限定保育士を含む。）かつ幼稚園教諭二種免許を有する者（令和2年3月までに両方取得する見込者を含む。） ② 年齢：昭和59年4月2日以後に出生した者 ③ 住所要件なし			
	保健師	若干名	① 資格免許：保健師免許を有する者（令和2年3月までに取得する見込者を含む。） ② 年齢：昭和59年4月2日以後に出生した者 ③ 住所要件なし			
	社会福祉士	若干名	① 資格免許：社会福祉士免許を有する者（令和2年3月までに取得する見込者を含む。） ② 年齢：昭和59年4月2日以後に出生した者 ③ 住所要件なし			
	学芸員（考古）	若干名	① 学歴：学校教育法による4年制大学の考古学専攻課程を卒業した者で学芸員資格を有する者（令和2年3月までに取得する見込者を含む。） ② 年齢：昭和59年4月2日以後に出生した者 ③ 住所要件なし			
※住所要件		令和元年6月21日現在嘉手納町に住民登録がされ、引き続き住所を有する者又は学業等の事由により一時的に住所を他に移転している者				
(2) 欠格事項	次のいずれかに該当する者は、受験できません。 ① 日本国籍を有しない者 ② 地方公務員法第16条に該当する者					
(3) 試験	第一次	① 一般事務職 筆記試験〔一般教養試験（2時間）〕 ② 保育士かつ幼稚園教諭 筆記試験〔一般教養試験（2時間）、専門試験（科目 保育士1時間30分）〕 ③ 保健師 筆記試験〔一般教養試験（2時間）、専門試験（1時間30分）〕 ④ 社会福祉士 筆記試験〔一般教養試験（2時間）、専門試験（1時間30分）〕 ⑤ 学芸員（考古） 筆記試験〔一般教養試験（2時間）〕				
	第二次	① 集団討論 ・ 適性検査 ② 面接試験				
(4) 日時 及び 場所等	区分	試験日時	試験会場	合格発表	合格発表の方法	その他
	第一次試験	令和元年9月22日(日) 受付 午前9時00分から 午前9時30分まで 開始 午前10時	ロータリープラザ	令和元年 10月11日(金)	町役場の掲示板 及び町ホームページ でお知らせ します。（合格 者には、別途通 知します。）	○ 受験者数は受付期間終了後、町役場の 掲示板及び町ホームページでお知らせ します。 ○ 第一次試験合格者は第二次試験を行 います。
	第二次試験	① 令和元年11月3日(日) 集団討論・適性検査 ② 令和元年11月17日(日) 面接試験	ロータリープラザ 又は嘉手納町役場 (詳しい時間や場所 は第一次試験合格者 に通知します。)	令和元年 12月3日(火)		○ 第二次試験受験者は事前に健康診断 書を提出していただきます。 (健康診断の費用は受験者負担)
(5) 受付期間 場所等	<p>申込書配布 令和元年7月23日(火)～令和元年8月22日(木) 午前8時30分～午後5時15分(昼食時間を除く。) 土・日・祝日を除く。 受付期間 令和元年7月25日(木)～令和元年8月22日(木) 午前8時30分～午後5時15分(昼食時間を除く。) 土・日・祝日を除く。 受付場所 嘉手納町役場総務課（町役場2階） ※ 郵送で請求する場合は、封筒に「採用試験案内請求」と朱書きした上、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号：A4サイズ）を必ず同封し、嘉手納町役場総務課あてに送付してください。</p>					
(6) 申込方法	<p>① 申込先 嘉手納町役場総務課（町役場2階）[〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納588番地] ② 申込手続 受験申込書（写真貼付） 町役場総務課備え付けの用紙を使用してください。 ※ 写真（縦4.5cm×横3.5cm）は最近3か月以内に撮影した上半身のみの証明書用とし、62円切手を受験票（ハガキ）の所定のところに貼付してください。 ※ 持参の場合は、嘉手納町役場総務課へ提出してください。郵便で申し込む場合は、封筒の表に「採用試験受験」と朱書きし、必ず簡易書留にしてください。令和元年8月22日の消印があるものまで受け付けます。 ※ 令和元年8月31日までに受験票が本人に届かない場合は直ちに御連絡ください。</p>					
(7) 最終合格者の 取扱い	<p>① 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され任命権者が採用候補者名簿の中から採用を決定します。 ② 採用候補者名簿登載の有効期限は、令和2年4月1日から令和3年3月31日です。 ③ 最終合格者の数は、採用を辞退する者の数を考慮していますので、採用者を上回る合格者が出た場合は、合格しても採用にならない場合があります。 ④ 令和2年3月31日までに資格、免許等の資格要件が満たせない場合は、採用しません。</p>					